

|     |            |               |             |
|-----|------------|---------------|-------------|
| 菊鹿町 | 平成15年4月14日 | 午後1時から午後3時まで  | JA 鹿本城北支所   |
| 菊鹿町 | 平成15年4月15日 | 午前10時から午後3時まで | 菊鹿町役場       |
| 鹿本町 | 平成15年4月16日 | 午前10時から午後3時まで | JA 鹿本鹿本基幹支所 |
| 鹿本町 | 平成15年4月17日 | 午前10時から午後3時まで | JA 鹿本鹿本基幹支所 |
| 鹿央町 | 平成15年4月18日 | 午前10時から午後3時まで | JA 鹿本鹿央基幹支所 |
| 山鹿市 | 平成15年4月21日 | 午前10時から午後3時まで | 山鹿市役所       |
| 山鹿市 | 平成15年4月22日 | 午前10時から午後3時まで | 山鹿市役所       |
| 山鹿市 | 平成15年4月23日 | 午前10時から午後3時まで | 山鹿市役所       |

## 2 所在場所検査

| 実施期日                       | 実施場所   |
|----------------------------|--|
| 平成15年4月7日から<br>平成15年5月6日まで | 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第5号に定めるものにあつては、その計量器の所在場所 |

## 熊本県告示第161号

次の医療機関を救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に定める救急医療機関に認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成15年2月24日

熊本県知事 潮谷 義子

## 救急医療機関

| 名称           | 所在地                 | 認定期間                         |
|--------------|---------------------|------------------------------|
| 国民健康保険新和町立病院 | 天草郡新和町小宮地 763 番地の 3 | 平成15年2月24日から<br>平成18年2月23日まで |

## 熊本県告示第162号

次の救急医療機関について救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に定める申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成15年2月24日

熊本県知事 潮谷 義子

| 名称       | 所在地            | 撤回日        |
|----------|----------------|------------|
| 熊本整形外科病院 | 熊本市九品寺一丁目 15-7 | 平成14年12月5日 |

## 熊本県告示第163号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成15年2月24日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 実施の目的  
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象  
家畜改良増殖法第4条第1項第2号に規定する馬の雄
- 3 検査の期日及び場所